

# 成人用肺炎球菌ワクチン\*の定期接種について

\*23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチン

定期接種とは、予防接種法に基づき市町村が実施する予防接種です。  
成人用肺炎球菌ワクチンでは、平成30年度までの経過措置として、定期接種の対象者や対象期間が以下のように定められています。

## 対象者

- 1 今までこのワクチン\*を接種したことがない方

\*23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチン



- 2 対象の年度に以下の年齢になる方

該当する年の4月2日から翌年の4月1日までに、下表の年齢の誕生日を迎える方

65歳	70歳	75歳	80歳
85歳	90歳	95歳	100歳

- 3 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(インフルエンザの定期接種対象者と同じ)も対象

## 対象期間(年度)



- 1 該当する年の4月1日から翌年の3月31日まで

- 平成26年～平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。
- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村によって異なる場合があります。

定期接種の対象者でない場合は、任意接種\*で接種することができます。

\*任意接種とは、患者さんの判断で受ける予防接種です。

基本的に費用は自己負担ですが、市町村によっては助成を行っている場合があります。